

# 島根県立松江養護学校スクールバス（城北川津線）管理運行業務委託仕様書

## 1 本業務の目的

島根県立松江養護学校（以下「学校」という。）におけるスクールバスの管理及び登校時の運行を委託することで、児童生徒を安全上適切に輸送する。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託車両

- (1) 車種：普通 乗合 自家用 日野 2WD SDG-XZB50M 平成 24 年式
- (2) 登録番号：島根 200 さ 801
- (3) 車体：長さ 699cm、幅 203cm、高さ 275cm
- (4) エンジン：ディーゼルエンジン
- (5) 変速方式：自動式
- (6) 乗車定員：29 人

※詳細は別添自動車検査証による

## 4 運行概要

- (1) 次の事項については、以下による。
  - ① 運行先となる学校名 島根県立松江養護学校（島根県松江市西川津町 31）
  - ② 運行予定時間及び距離 30 分程度、6.3 km程度
  - ③ 運転手 1 名、 添乗員数 1 名
  - ④ 児童生徒の乗車場所、乗車人数及び運行コース 別紙 1 による
- (2) 上記（1）について、児童生徒の異動があった場合又は健康上及び安全上の措置をとる必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 運行予定日数は 198 日程度（1 学期：69 日、2 学期：78 日、3 学期：51 日）とする。

## 5 業務内容

- (1) 本業務における登校用スクールバス（以下「バス」という。）の運行  
上記 4 に従い、島根県立松江養護学校長（以下、「校長」という。）が示す期日及び時間において、道路交通法その他の交通関係法規を遵守し、児童生徒の健康上及び安全上最善の注意義務をもってバスを運行させること。
- (2) バス内での児童生徒の介添え  
上記（1）のバスの運行時において、児童生徒の安全に配慮の上、適切に乗降車させ、降車する際には学校と適切に引継をすること。また、児童生徒が車内にいる場合において、校長からの児童生徒ごとの個別指示に従い児童生徒の介添えを行うこと。
- (3) 車両管理、整備
  - ① 車両管理業務（管理車両の保管、整備、修繕、車検、法定点検、日常点検）  
※保管場所は受託者が準備すること
  - ② 消耗品の購入及び管理
  - ③ 車内、外の清掃
  - ④ 冬季のスタッドレスタイヤ及び路面凍結時や積雪時の滑り止めの装着
  - ⑤ その他車両、運行管理等の適正な維持管理に必要な事項（児童生徒が安全かつ快適にスクールバスを利用できるよう、常に良好な状態に保つこと）  
なお、車両のガソリン補給は学校保管の給油伝票により行うこと
- (4) 乗降状況の確認  
乗車する児童生徒を事前に把握し、当日の乗降状況について名簿等で確実に確認する

こと。また、全員の降車後に車内全体を見回り、見落としが無いことを確認すること。  
なお、乗車する児童生徒の把握方法については別途学校と調整すること。

## 6 運行に従事する者

- (1) 受託者は、運転手（上記3の車両を運転できる免許を有する者に限る）、添乗員及び連絡員（下記（6）の代替人員のうち、あらかじめ確保している者を含む。）を選定し、別紙2の様式を運行に先立って作成し、学校に通知すること。
- (2) 受託者は、運転手、添乗員及び連絡員について、バスの運行中の連絡を含み、携帯電話等による必要な連絡体制を形成し、別紙2により併せて学校に通知すること。
- (3) バスの運行は、運転手及び添乗員（以下、「乗務員」という。）を乗務させて実施すること。この場合、特に定めがない限り、添乗員の人数は1名でなければならない。
- (4) 乗務員は、業務に耐え得る健康な成人であること。また、障がいのある児童生徒が乗車するため、最善の注意をもって業務を遂行するよう、障がいの特性理解などの社内研修を行うこと。
- (5) 運転手、添乗員又は連絡員は、校長の求めに応じ、定期的、かつ、障がいの状態の変化等必要がある時は随時、教職員との意見交換又は情報提供等を行うこと。
- (6) バスに乗車する乗務員が、適切に業務を行えないと校長が認めた場合、校長はこれを受託者に通知するものとする。通知を受けた受託者は、校長と協議するとともに、必要に応じて乗務員を交代させること。

## 7 児童生徒の状況とその変化等への対応

- (1) 校長は、乗降車する児童生徒の氏名、障がいの状態等、バスの運行上配慮を要するものと認められる事項について、別紙3の様式によりバスの運行前に受託者に周知するものとし、運転手、添乗員及び連絡員はこれを所持し、児童生徒の状態について必要な把握を行うこと。
- (2) 校長は、児童生徒の異動、健康状態の変化等により、運行経路、乗降車場所等を変更する必要が生じた場合、別紙1の様式により、変更等の連絡を行うこと。
- (3) 上記（2）の連絡を受けた場合、受託者は本業務遂行上必要な運行経路、乗降車場所等の変更を行うこと。

## 8 児童生徒の健康上又は安全上の緊急措置

- (1) 校長は、児童生徒の健康状態、出欠席等の通学に関する情報その他必要な情報を、受託者に適切な時点において提供し、かつ、必要な対応を指示するものとし、乗務員はこれに基づき業務を遂行する。
- (2) 乗務員は、児童生徒の健康上又は安全上の措置が必要と認める場合、学校に指示を求め、又は必要な措置を提案し、バス運行中の所要の措置、病院への緊急の輸送等を行わなければならない。
- (3) 上記（2）に関わらず、緊急の必要があると認められる場合には、乗務員は上記（2）の措置を善良な注意義務の基で単独で行うことができる。
- (4) バスの故障等により運行が不能となった場合、受託者は速やかに代替輸送の手配を行うとともに、その状況を学校に連絡しなければならない。

## 9 委託料に含まれる経費

- (1) 運転手、添乗員等の雇用及びこれに伴う一切の人件費
- (2) 車両の管理、保管、維持点検に係る一切の費用  
（車検、法定点検、日常点検に係る費用、消耗品費等）
- (3) 車両に係る租税公課費用
- (4) 車両修理費用  
ただし単独で100千を超過する修理が必要となった場合は、特別支援教育課と協議の

上対応を決定する。

- (5) 洗車、車内清掃に係る費用
- (6) 故障、事故、整備時等の代替車両費用
- (7) 自賠責保険料、任意保険料
- (8) 連絡用携帯電話代及び通信料
- (9) 本仕様書に係る運営、関係機関との連絡調整、書類作成等に係る経費

## 10 委託料に含まれない経費

- (1) ガソリン代

## 11 その他

- (1) バスを運行させる日及び時間

校長は、上記4（3）の運行予定日数及び別紙1の運行予定時間を基準として、バスを運行させる日及び時間を、原則としてその日の属する月の前の月の20日までに受託者に示すものとする。

- (2) 運行報告書の提出

受託者は、月毎のバスの運行を、月末から起算して10日以内に別紙4の様式により学校へ報告することとする。この場合、学校の管理職員は運行報告書を確認することにより本業務の履行を確認する。

- (3) バスの映像情報

受託者は、校長からバスの映像情報の提供を求められた場合は、記録されている情報を提供しなければならない。

- (4) 保険の加入

受託者は、業務中の従事者の過失による対物や対人への事故に対して、十分な補償を行うことができる保険に加入すること。

- (5) 損害に対する負担

本業務の遂行中に島根県又は第三者に及ぼした損害で、受託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受託者が負担する。

ただし、委託者又は校長の指示又はその責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- (6) 登校時以外の運行

校外学習等の運行については学校と個別に契約するものとする。

- (7) 契約の解除について

登校時のスクールバス利用者数の減少等により、上記2の委託期間途中で当該委託の必要がなくなった場合には、受託者と協議のうえ、契約を解除する場合がある。

### スクールバス運行票

学校名	コース名	登校・下校の別
松江養護学校	城北川津線	登校

1 児童生徒等の乗車場所及び乗車人数 (予定)

停留所名	住所 (番地・大字まで)	登校便		乗 車 人 数															合 計	
		発時刻 (時: 分)	行程 距離 (km)	幼 稚 部			小 学 部						中 学 部			高 等 部			人 数	車 椅子 乗車 (内 数)
				3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
1 みしまや春日店	島根県松江市春日町630	7:40					1		1				2	2		1			7	
2 まるごう川津店	島根県松江市西川津町612-1	8:00	3.9						1				1	1	1	2	1		7	
3 松江養護学校【目的地】	島根県松江市西川津町31	8:10	2.4																	
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
幼児児童生徒数の合計		—	—					1	2				3	3	1	3	1		14	
備考																				

2 運行予定時間及び距離

登校	実車行程
	<b>6.3km程度</b>
	実乗車時間
	<b>30分程度</b>

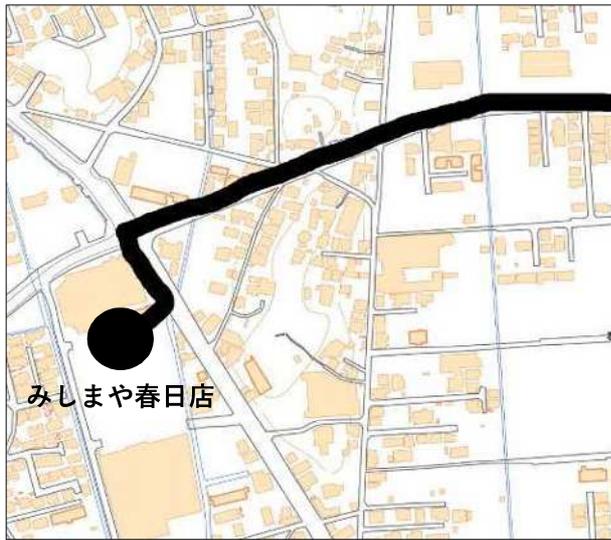
3 添乗員 ■ 1名

4 添付書類 運行コース図



# 運行コース図

【みしまや春日店付近】



【まるごう川津店付近】



【松江養護学校付近】



(別紙2)

対 象 校	松江養護学校
コ ー ス 名	城北川津線

島根県立松江養護学校スクールバス（城北川津線）管理運行業務委託 運行関係者一覧

【学校側】

職名	氏名	業務時間中の連絡先

【受注者側】

職務	氏名	経験年数	関係業務の履歴	業務時間中の連絡先

注1 「職務」には、運転手・添乗員・連絡員の別、及び本務と代替の別を記載すること。

【例】『運転手（本務）』，『添乗員（代替）』

2 「本業務の経験年数」には、バスの運行コース又は類似のコースで業務に従事した年数を記載すること。

3 「関係業務の履歴」には、本業務に関する業務の従事履歴を記載すること。特に、添乗員については仕様書6（4）の該当事由を明確にすること。



# バス運行報告書

対象校	松江養護学校
コース名	城北川津線
対象期間	令和 年 月分
運行日数	日

令和 年 月 日

バスの運行実績について検査し、相違なく履行されたことを確認しました。

(学校名)

(職名)

(氏名)

日	曜日	登校便		日	曜日	登校便	
		始点発時刻	学校着時刻			始点発時刻	学校着時刻
1		:	:	17		:	:
2		:	:	18		:	:
3		:	:	19		:	:
4		:	:	20		:	:
5		:	:	21		:	:
6		:	:	22		:	:
7		:	:	23		:	:
8		:	:	24		:	:
9		:	:	25		:	:
10		:	:	26		:	:
11		:	:	27		:	:
12		:	:	28		:	:
13		:	:	29		:	:
14		:	:	30		:	:
15		:	:	31		:	:
16		:	:			:	:

※運休時の記載方法

違約料の支払いが発生する場合は、その旨がわかるよう記載すること。

契約書第6条及び仕様書12(2)に基づき報告します。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名